



「江南市市民自治に

よるまちづくり

基本条例」の中身

その8

市職員も「市民」として

まちづくりに参加します

今回は、市長や市職員などに対する責務について、確認していきましょう。

### 第17条 執行機関等の責務

「市長は、市民自治によるまちづくりを推進し、市民の意思が反映されるような行政経営をします。

2 執行機関等は、公正で効果的な行政経営に努めるとともに、基本的な政策の形成、執行、評価等の内容について、市民及び事業者等に対して適切な時期及び方法により説明しなければなりません。

3 執行機関等は、市民及び事業者等の市政に関する要望等に迅速に対応し、公正かつ中

立な立場でその権利利益の保護を図るよう努めます。」

市長に対しては、市民の意思が反映されるような行政経営を推進するため、他の執行機関等とともに、公正かつ効果的な行政経営に努めながら、市民にとって基本的な政策の形成、執行や評価などの内容について、適切な時期および方法により説明する責務を求めています。

### 第18条 市職員の責務

「市職員は、市民がまちづくりの主役であることを踏まえ、職務能力の開発に努め、市民とともに意欲をもってまちづくりを行います。」

市職員には、地方公務員法の規定による勤務義務があることはもちろんですが、職務能力の開発を求めています。また、市職員自身も、まちづくりでは「市民」の一員でもあることから、共に意欲を持ってまちづくりを行うことも責務として求めています。

問合せ 地域協働課（内線 3223）